

宮城県建築行政マネジメント計画の
達成状況について

令和2年4月1日

宮城県

1 建築物の安全性の確保

(1) 建築物における地震防災対策の推進

1) 地震防災に対する意識の啓発

【参考】 木造住宅耐震診断普及ローラー作戦の全市町村での実施割合 (H21 から)

年	実施/全市村	実施率
平成 21 年度	18/35 市町村	51.4%
平成 22 年度	24/35 市町村	68.6%
平成 23 年度	0/35 市町村	0.0%
平成 24 年度	3/35 市町村	8.6%
平成 25 年度	3/35 市町村	8.6%
平成 26 年度	5/35 市町村	14.3%
平成 27 年度	5/35 市町村	14.3%
平成 28 年度	6/35 市町村	17.1%
平成 29 年度	20/35 市町村	57.1%
平成 30 年度	22/35 市町村	62.9%
令和元年度	19/35 市町村	54.3%

2) 耐震化の促進

【参考】 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率
住宅 多数の者が利用する建築物

年	耐震化率
平成 15 年 10 月	74%
平成 20 年 10 月	77%
平成 25 年 10 月	84%

年	耐震化率
平成 19 年 3 月	69%
平成 20 年 3 月	71%
平成 21 年 3 月	78%
平成 22 年 3 月	79%
平成 25 年 3 月	87%
平成 26 年 3 月	87%
平成 27 年 3 月	88%
平成 28 年 3 月	93%
平成 29 年 3 月	94%
平成 30 年 3 月	94%
平成 31 年 3 月	94%
令和 2 年 3 月	94%

※住宅の耐震化率は住宅・土地統計調査(5年毎)による

3) ブロック塀対策の促進

【参考】 スクールゾーン内に危険ブロック塀等がある市町村でブロック塀除却助成制度を持つ市町村の割合及び危険ブロック塀件数

年	制度有／危険ブロック塀有	制度保有率	危険ブロック塀数
平成 23 年度	17／28 市町村	60.7%	201 件
平成 24 年度	15／25 市町村	60.0%	160 件
平成 25 年度	15／24 市町村	62.5%	150 件
平成 26 年度	12／21 市町村	57.1%	140 件
平成 27 年度	12／21 市町村	57.1%	133 件
平成 28 年度	12／19 市町村	63.2%	113 件
平成 29 年度	12／19 市町村	63.2%	113 件
平成 30 年度	21／30 市町村	70.0%	1,729 件 [※]
令和元年度	29／30 市町村	96.7%	1,653 件 [※]

※実態調査で危険度 2 若しくは 3 と判定された数（仙台市、石巻市、塩竈市及び大崎市除く）

5) 迅速な災害対応のための体制整備

【参考】 危険度判定資格者の登録者数（年度末の延べ人数）

年度	被災建築物応急危険度判定資格者登録数	被災宅地危険度判定資格者登録数
平成 19 年度	2,211	242
平成 20 年度	2,218	370
平成 21 年度	2,122	477
平成 22 年度	2,080	572
平成 23 年度	2,115	689
平成 24 年度	2,012	771
平成 25 年度	1,965	784
平成 26 年度	2,154	834
平成 27 年度	2,158	888
平成 28 年度	2,293	886
平成 29 年度	2,207	864
平成 30 年度	2,235	880
令和元年度	2,075	905

(2) 定期報告制度の運用による既存建築物の維持保全の推進

【参考】 特殊建築物・昇降機・建築設備の定期報告率

年度\対象	特殊建築物	昇降機等	建築設備	防火設備	合計
H18～H20	63.1%	86.0%	60.5%	-	69.8%
H21～H23	61.6%	90.1%	57.9%	-	69.8%
H24	80.1%	90.0%	59.1%	-	69.2%
H25	73.2%	97.3%	73.7%	-	75.2%
H23～25	71.5%	-	-	-	-
H26	-	97.5%	88.1%	-	-
H24～26	77.5%	-	-	-	-
H27	-	95.2%	81.3%	-	-
H25～27	75.3%	-	-	-	-
H28	-	99.5%	72.5%	-	-
H26～H28	76.1%	-	-	-	-
H29	-	91.4%	81.1%	-	-
H27～H29	75.1%	-	-	-	-
H30	-	89.2%	69.5%	59.2%	-
H28～H30	79.7%	-	-	-	-
R1	-	92.7%	85.3%	77.4%	-
H29～R1	78.3%	-	-	-	-

※定期報告（建築物）は3年に1度なので、3年間の平均値としている。

2 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 建築確認審査の迅速かつ的確な実施

【参考】 適判該当物件の審査所要期間の平均値

年度	審査所要期間（日）
平成 22 年度	24
平成 23 年度	20
平成 24 年度	29
平成 25 年度	33
平成 26 年度	30
平成 27 年度	25
平成 28 年度	26
平成 29 年度	31
平成 30 年度	22
令和元年度	27

(3) 中間検査・完了検査の徹底

【参考】 中間検査，完了検査の検査率

年度	中間検査率	完了検査率			合計
	建築物	法第 6 条 1～3 号建物	法第 6 条 4 号建物	その他 工作物等	
平成 17 年度	—	63.0%	43.9%	63.1%	48.9%
平成 18 年度	33.1%	78.6%	50.9%	93.7%	60.4%
平成 19 年度	99.6%	78.8%	67.3%	62.5%	68.4%
平成 20 年度	99.5%	80.1%	76.9%	107.7%	80.7%
平成 21 年度	104%	91.1%	75.7%	105.8%	80.5%
平成 22 年度	104%	74.9%	80.1%	79.5%	79.2%
平成 23 年度	80.2%	61.3%	52.3%	100.0%	57.0%
平成 24 年度	95.0%	82.7%	71.8%	64.3%	72.6%
平成 25 年度	117.0%	94.9%	89.6%	106.7%	91.8%
平成 26 年度	105.1%	94.2%	90.0%	78.1%	89.3%
平成 27 年度	90.8%	93.8%	96.4%	95.3%	96.0%
平成 28 年度	103.4%	89.0%	84.8%	75.1%	84.2%
平成 29 年度	102.4%	92.3%	96.8%	75.1%	104.6%
平成 30 年度	86.9%	98.5%	94.0%	102.6%	95.2%
令和元年度	90.1%	101.4%	98.1%	61.3%	99.8%

※(中間検査率)=(当該年度の中間検査申請件数)/(当該年度に確認済証を交付したうち中間検査が必要となった建築物数)，(完了検査率)=(当該年度の完了検査申請件数)/(当該年度の確認済証交付件数)としているので，年度をまたぐ案件の関係から 100%を超えることがある。

3 役割分担による建築行政の推進

(3) 建築士・建築士事務所に対する指導監督の徹底

【参考】 建築士事務所登録数と建築士事務所立入検査実施件数

年度	建築士事務所登録数 (一級・二級・木造)	事務所立入調査 件数
平成 19 年度	2,757	55
平成 20 年度	2,558	29
平成 21 年度	2,490	33
平成 22 年度	2,402	43
平成 23 年度	2,172	39
平成 24 年度	2,182	67
平成 25 年度	2,181	68
平成 26 年度	2,150	101
平成 27 年度	2,099	109
平成 28 年度	2,069	109
平成 29 年度	2,016	104
平成 30 年度	1,973	103
令和元年度	1,941	140